

## 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉活動費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ともに支え合う地域福祉社会の実現を図るため、磐田市地域福祉計画及び磐田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）に基づき、地域福祉推進地区会議（以下「推進地区会議」という。）が実施する地域福祉活動に対して、予算の範囲内において、その事業費の一部を補助するため、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 推進地区会議 地区住民により構成され、当該地区住民を対象とし、計画に基づいた地域福祉活動を行うものをいう。
- (2) 地区 原則として磐田市自治会連合会における地区と同様とするが、地区同士のつながり等により、他の地区との連携も可能とする。

### (補助の対象及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象は、別表1及び別表2に掲げる事業とする。

2 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前年度に当該地区各自治会から納入された本会の一般会費総額の1割。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 別表2の事業を実施する場合は、同表に定める基準額により計算した額を加算するものとする。

3 補助金の交付は、1年度につき1回とする。

4 推進地区会議は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が交付する補助金のほか、自己財源を確保し、当該事業に充当するものとする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする推進地区会議は、次の各号に掲げる書類を本会会長（以下「会長」という。）に提出する。

- (1) 地域福祉活動費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 地域福祉活動事業計画書（様式第2号）
- (3) 地域福祉活動事業収支予算書（様式第3号）

### (補助金の交付決定及び支払)

第5条 会長は、推進地区会議から前条の申請があったときは、その内容を審査し、地域福祉活動費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 推進地区会議は、補助金交付決定を受けた後、会長に請求書（様式第5号）を提出するものとする。

### (事業変更等の届出)

第6条 補助金交付決定通知書を受けた後で申請した事業の一部又は全部を変更し、若しくは事業を中止したときは速やかに届け出なければならない。

### (実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた推進地区会議で補助事業が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会長に提出する。

(1) 地域福祉活動事業実績報告書（様式第6号）

(2) 地域福祉活動事業収支報告書（様式第3号）

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業名	事業の内容	対象経費
各種調査活動とその分析	地域の実態を知った上で事業展開をしていく基本となるもの。福祉意識調査、ボランティア実態調査等必要な調査活動を行い、分析し、次への展開を図る。	消耗品費 通信費等
福祉だよりの発行	地域福祉への関心を高めるため、身近な地区内の福祉活動やボランティア募集等の情報を紙面にまとめ、年 2 回以上発行する。	写真現像費 消耗品費 印刷製本費等
住民福祉懇談会	地区住民を対象とし、地域福祉課題や「地区社協」組織化をテーマにした懇談会を行う。	会議費（お茶） 消耗品費等
ふれあい交流会（多世代交流会）	子どもから高齢者までの多世代交流会や、「共生」をテーマにした交流会を行う。地区主体で関係団体と連携をとり、企画・実施に努める。	会議費（お茶） 消耗品費等
友愛訪問	地区内に居住する一人暮らし・高齢者夫婦世帯・寝たきり又は障害者のいる世帯を、年間をとおして定期的に訪問し、安否確認、話し相手を行う活動。	消耗品費等
地域福祉講演会	地区住民を対象とした地域福祉啓発のための講演会や研修会の開催。	講師謝礼・旅費 消耗品費 印刷製本費等
福祉ボランティア講座	地域福祉活動推進や支援ボランティア養成についての各種講座の開催。	講師謝礼・旅費 資料印刷費等
ふれあい会食会	給食ボランティアによる、地区内に在住する一人暮らし高齢者等を対象とした会食会。年間 2 回以上開催する。	材料費等
介護者講習会	地区内において、寝たきりや認知症の高齢者等の介護者を対象とした講習会の開催。	講師謝礼・旅費 消耗品費等
介護者懇談会	高齢者等の介護者を対象とし、心身のリフレッシュと介護に関する情報交換、相談の場づくりを行う。	消耗品費等
移送支援活動	歩行が困難な高齢者等が地区行事やリフレッシュ活動等に参加する際に移送を行うボランティア活動。	ボランティア実費等
その他関連する活動経費	福祉ボランティア活動相談、困りごと相談、あいさつ・声かけ運動推進の諸事業、歩行困難な高齢者世帯等のゴミ出し・電球交換等ボランティア活動など、会長が適当と認める事業。	必要経費

別表 2 (第 3 条関係)

区分	対象となる経費	基準額
配食ボランティア活動（介護予防生活支援）	当該地区に住む要援護高齢者等の安否確認と生活支援を目的とし、地域ボランティアが調理した弁当を毎月 1 回以上配達する活動に必要な経費。	1 グループあたり 年 150,000 円